

2020年度事業計画

自 2020年4月 1日

至 2021年3月31日

公益財団法人 日本財団

目 次

1. 方針.....	2
2. 事業計画.....	4
2.1 船舶等振興業務	
2.1.1 補助事業.....	4
(1) 海洋船舶関係事業	
(2) 公益・福祉関係事業	
2.1.2 協力援助事業.....	7
2.1.3 情報公開事業.....	8
2.1.4 調査研究事業.....	8
2.1.5 社会変革推進事業.....	8
2.1.6 海洋連携推進事業.....	9
2.1.7 寄付文化醸成事業.....	9
2.1.8 ビル運営事業.....	9
2.1.9 貸付事業.....	9
2.1.10 監査.....	10
2.2 船舶等振興業務以外の業務	
2.2.1 ミャンマー少数民族武装勢力支配地域における 紛争の影響を受けた人々の生活向上のための事業...	11
2.2.2 海洋開発技術者育成のための関連調査及び人材育成 プログラム構築事業.....	11
2.3 収益事業	
2.3.1 施設貸与事業.....	12

1. 方 針

モーターボート競走事業の売上げは、関係者の特段の努力により、2013年度から増加に転じ、2018年度は前年度比で10.9%の増加を達成するとともに、2019年度においても、前年度比で約14.4%の増加が見込まれている。2020年度は前年度に対しさらに19.8%程度の増加が予想されている。

当財団としては、今後とも透明性の高い資金運用はもちろん、資源を最大限に活用し、公益活動を通じた支援の裾野を広げていくことで、モーターボート競走法により指定された船舶等振興機関であること、並びに公益財団法人としての責務を果たしていく。

民の立場で公の仕事を補完する存在として、複雑化した社会のニーズをいち早く捉え、「みんながみんなを支える社会」を実現すべく、ソーシャルイノベーションのハブとして、市民、非営利法人、企業、政府、国際機関などと連携し、事業活動を推進していく。特に、海に囲まれたその恩恵に国民が想いを馳せる契機となるような事業に一段と注力していく。また未来志向の視座のもと、国内外における社会情勢の変化に伴い、貧困世帯の子どもや障害者だけでなく、生き辛さを抱える人々に寄り添い、彼らを取り巻く様々な課題への取り組みを行なう。非営利活動への関心を一層高めていくためにも、企業や行政とも積極的に連携を図っていく。2020年の東京パラリンピックとその先を見据え、障害者が活躍の場を増やすことで、生涯にわたる多様な働き方を支援していく。

広く社会と協働するという観点から、企業や個人を巻き込み、寄付金による社会課題解決のための事業の活性化を図る。

また、ミャンマー少数民族武装勢力支配地域における紛争の影響を受けた人々の生活向上のため外務省より担い手として選定された事業等、船舶等振興業務以外の業務にも引き続き取り組んでいく。

2020年度の事業計画及び収支予算は、こうした認識に立って2019年12月に策定した「事業計画及び収支予算作成の基本方針」に基づき作成及び編成した。

業務の遂行に当たっては、公正かつ効率的に実施するとともに、透明性を一層高め、活動理念を見据えながら、「フィランソロピー実践のための七つの鍵」を活動指針とし実践する。

活動理念

痛みも、希望も、未来も、共に。

Share the pain. Share the hope. Share the future.

一つの地球に生きる、一つの家族として。

人の痛みや苦しみを誰もが共にし、

「みんなが、みんなを支える社会」を日本財団はめざします。

市民。企業。NPO。政府。国際機関。

世界中のあらゆるネットワークに働きかけます。

知識・経験・人材をつなぎ、

ひとりひとりが自分にできることで社会を変える、

ソーシャルイノベーションの輪をひろげていきます。

活動指針「フィランソロピー実践のための七つの鍵」

- (1) あまねく平等にではなく、優先順位を持って、深く、且つ、きめ細かく対応すること
- (2) 前例にこだわることなく、新たな創造に取り組むこと
- (3) 失敗を恐れずに速やかに行動すること
- (4) 社会に対して常にオープンで透明であること
- (5) 絶えず自らを評価し、自らを教育することを忘れてはならない
- (6) 新しい変化の兆しをいち早く見つけて、それへの対応をすること
- (7) 世界中に良き人脈を開拓すること

2. 事業計画

2.1 船舶等振興業務

2.1.1 補助事業

事業計画策定に当たり、新規事業については、目的、計画の具体性、実施の方法と体制、成果の見通し等について多角的に審査した。さらに新たな視点に立って時代や社会の変化に即した民間主導の独自性のある事業については特に配慮した。

継続事業については、社会情勢に対応する事業の役割と期待される成果を勘案して、その必要性を再確認し見直しを行った。

また、事業年度開始後に実施の必要が生じた事業に対応するため、年度内募集を実施する。

なお、本事業は「1号交付金補助業務規程」「2号交付金補助業務規程」に基づき実施する。

(1) 海洋船舶関係事業

わが国の造船・船用業界は、海運市況の低調に伴い新造船建造量の低迷が続いているが、IMO(国際海事機関)による船の排出ガス規制が2020年から導入されることを受け、省エネや環境性能でリードする日本の造船・船用事業者の受注回復が期待されている。しかし、受注回復を確実にするには、中国及び韓国との厳しい価格競争を打開する必要があるとあり、従来の建造体制の効率化や技術者不足を解消する具体策を講じるだけでなく、高付加価値の技術開発による差別化が求められている。そこで、当財団は関係する業界の動向を注視しながら、安全で効率的な海上輸送を目指す船舶運航の自動化など、造船・船用業界のイノベーションを促進する事業を支援する。

海洋開発分野においては、日本財団オーシャンイノベーションコンソーシアムが取り組む日本の海洋開発技術者の育成を中心として、この分野において有数の知識と経験を持つ海外の研究機関等と連携した技術開発を推進し、世界に遅れを取ってきたわが国の海洋エネルギー・資源開発を促進すると共に、海洋産業の国際競争力の向上に貢献する。

国内の海洋政策については、海洋基本法に基づき実施される海洋基本計画の第3期と当財団の取り組みの調和と差別化を図りながら、専門人材の育成・確保、小中学校における海洋教育の推進、海洋に関する国民の理解増進に関して、成果をより一層増幅させるよう活動する。また、同計画第3期において、新たに海洋ごみ対策、並びに海洋ごみ問題にも対応した沿岸域の総合的管理が必要であることが加えられたが、当財団は地域における沿岸域の総合的管理体制の構築と維持について、既に着手してきた取り組みに加えて、海洋ごみ対策を効果的に推進するため、政府及び自治体や非営利団体、企業や学術研究者、報道機関など多様な関係者とネットワークを構築し、課題解決に向けた案件の形成に注力していく。

海外においては、ますます拡大する海上交通に伴う海難事故の増加、水

産資源の乱獲や海洋環境の汚染など、日々刻々と問題が複雑化しているため、改めて法の秩序に基づく海洋の総合的管理の実現に向けた各国の協調体制の構築が求められている。また、わが国の周辺海域では、大陸棚の延長や領海問題など、近隣諸国との関係も含めて対応を迫られる課題が山積している。個々の政府による一方的、単一的な対策では、世界が直面する海洋の諸問題に対処することは極めて困難であるため、国連やIMOなどの国際機関、各国の政府、海上保安機関などと協働して対策を促進し、共通の問題解決に向けた諸外国との連携体制を推進、強化することを目指し、国内における多様な関係者との取り組みを進めていく。

以上のとおり、次世代に豊かな海を引き継ぐために、海洋の総合的管理の視座のもと、学校教育における海洋教育の普及促進から、国際的課題に的確に対処できる人材の養成まで、一貫した人材育成に取り組んでいく。また、海洋の利用と環境保全の調和を図る活動を、産官民学と連携して推進すると共に、海と日本プロジェクトや海の日行事などの動きも含めた国内における各種制度の構築や社会的な環境整備を図る。

2020年度も引き続き、多様な分野、関係者をつなぎ、海の未来に夢を描きながら、新たな価値の創出と変革を目指して、下記に掲げる支援の柱のもとに事業を展開する。

1) 海と船の研究

世界的に高まる環境問題に対応する技術の研究開発や国際基準等の作成、海外における積極的な情報収集、海底地形を解明するための国際的な取り組み、海洋開発分野をはじめとした人材育成、船舶運航に係るデジタル化促進に向けた取り組み等、産業基盤の強化を図るための活動

2) 海をささえる人づくり

- ア. 国際機関や研究機関等との連携をとりながら、国際的な海洋問題に科学的知見を踏まえて効果的に対処するために必要な知識、能力を持った人材の育成や国内外を含めた幅広いネットワーク構築を図るための活動
- イ. 大学における学部横断による学際的な講座の設置など、海洋に関する総合的な教育及び研究を推進する活動
- ウ. 地球規模で進行する海洋生物資源の減少などに対処するために必要な、総合的、持続的な資源管理の取り組み

3) 海の安全・環境をまもる

- ア. わが国の「海洋基本法」の制定に伴い、「海に守られた日本から、海を守る日本」に向けて、陸からの視点ではなく海からの視点に基づく総合的な海洋政策の立案・実行を積極的に推進し、支えるための民間の活動
- イ. 国際的な海洋管理のための新たな枠組みの構築、法の秩序・遵守に

基づく海上安全及び海洋環境保全の確保を促進させる活動

ウ. 海洋ごみ等の環境問題に対処するために企業、研究機関や地域コミュニティなどの関係者と科学的知見に基づいた取り組みを推進する活動

4) 海と身近にふれあう

ア. 生活をとりにくく様々な場や機会を利用して、次世代を担う子どもたちを中心に、海への関心を高めるとともに、海と関わる行動へとつなげるための活動

イ. 学校や博物館等の教育機関や自治体等の多様な地域関係機関との連携により実施する海や船に関する事業や体験学習等を通じた理解促進活動

ウ. 海とともに暮らしてきた人々の生活文化や技術を後世に継承するための活動や地域の発展を目指す持続可能な活動

5) 海洋教育の推進

海洋基本計画に基づきわが国の初等中等教育における海洋教育を広く推進する活動

(2) 公益・福祉関係事業

国や地方自治体の厳しい財政状況や人口減少、高齢化、少子化など、変革期を迎えたわが国は多くの課題を抱えており、またこれらの社会課題は刻々と複雑化し複雑化している。

私たちは、このような状況に素早く対応しながら、「公」の仕事を「民」の立場から支え、助成先とのパートナーシップを通じて、個性豊かで活気に満ちた、みんながみんなを支える社会を作り出すことを目指し、次のテーマを柱に支援を行なう。

1) あなたのまちづくり（つながり、支えあう地域社会）

障害者の地域生活や社会参加を支える仕組みづくり

2) みんなのいのち（一人ひとりを大事にする地域社会）

ア. 在宅ホスピス・緩和ケア等の推進

イ. 医療依存度の高い子どもと家族を地域で支える取り組み

3) 子ども・若者の未来（人を育み、未来にわたす地域社会）

ア. 特別養子縁組や里親など子どもが家庭で暮らすための取り組み

イ. 貧困の世代間連鎖を防ぐ施策を実証する取り組み

4) 豊かな文化（豊かな文化を培う地域社会）

障害の有無を超えた価値ある芸術作品を、社会に伝え広める取り組み

2.1.2 協力援助事業

本事業は、国内では、主として法人格を有しない非営利団体等を通じて、また海外においては NGO や国際機関を通じて支援を行う事業である。加えて、国内においては災害救援活動の支援も行う。

なお、本事業は「協力援助業務規程」に基づき実施する。

- 1) 国内においては、対象とする事業の分野は、2.1 補助事業 (1) 海洋船舶関係事業及び (2) 公益・福祉関係事業と同様であるが、協力援助事業においては、より地域に密着したものが特色であり、市民の知恵と工夫を活かした活力ある地域社会をつくりだすことを目指す。
- 2) 海外においては、貧困、飢餓、疾病、紛争など国境を越えた多くの課題が山積している。日本の国際貢献や民間非営利組織の果たすべき役割が一層期待される中、協力援助事業では、これら地域的・地球的課題を解決し、社会的弱者を救済し、より良き世界、より良き未来を実現するための活動を支援する。

各国政府のみでは解決できない諸課題に対応するには、ニーズを的確に捉えて迅速、柔軟に効率的な支援を国際的に行うこと、そして、有効な解決方法を模索し実践につなげていくため、豊富な知識と経験をもとに活動する各国・機関における人材の育成と人的ネットワークを構築することが重要である。

2020 年度は、以下の 3 本柱のもと、国連・国際機関、NGO をはじめとする社会セクター、地域コミュニティなど、多様なセクターの環境の変化に柔軟に対応した取り組みを支援する。

ア. 世界の絆（相互理解の促進と国際的ネットワークを構築する事業）

人材育成とネットワークの構築、日本に対する理解促進と日本の持つリソースの活用、日系社会に対する支援など、諸問題を根本から解決し、新たな価値観や文化を生み出すために不可欠な相互理解の促進と国際的ネットワークの構築を目指す。

イ. 人間の安全保障（BHN（ベーシック・ヒューマン・ニーズ）を充足する事業）

アフリカ等における食糧増産、障害者支援、アジアにおける義手義足の提供及び義肢装具士の育成、基礎教育の向上、ミャンマー・スリランカ等における平和構築・民主化支援、困難な状況に置き去りにされている方々への支援などの事業を通じて貧困、病苦を緩和し、貧しく社会的なハンディを持つ人々が自立し、健やかな生活を送ることがきる社会を目指す。

ウ. 水産資源の枯渇や気候変動に伴う海洋環境の変化などをはじめとした国際的な海を取巻く問題が世界規模で進行する中、組織や分野、国を超えて取り組みや行動の起こせる“海の世界の人づくり”（人材育成）と、人づくりを通じた国際的なネットワークや連携の構築を目指す。

2.1.3 情報公開事業

財団の活動状況について積極的に情報発信・公開を行い、モーターボート競走事業と公益活動に対する社会的な関心や理解を広める。また、多様なセクターと連携し、双方向のコミュニケーションを図ることにより、社会貢献活動への参加意識の醸成や参画機会の創出を促進するとともに、ソーシャルイノベーションのハブとして社会課題を解決へと導く一助とする。

2.1.4 調査研究事業

本事業は、新規事業の発掘並びに補助事業の質的向上を図ることを目的とした調査研究を行うとともに、補助事業の評価を実施するものである。

海洋・船舶関係では、世界的な海洋に関する現状の調査及び課題の探究と国際的な連携の構築・推進を図り、新規事業形成に向けた調査・研究を行う。

公益・福祉関係では、社会の変化に伴い課題が多様化かつ複雑化し、子どもや障害者、並びに高齢者を取り巻く環境も大きく変化している中で、生き辛さを抱える人々に寄り添い、地域に根ざした課題解決の先進モデルを実践していく。また大規模災害に対する復興支援を迅速かつ柔軟に実行する。さらには国際的な視座を持ち、各国政府や国際機関と連携しながら、ハンセン病の制圧活動をはじめとする人道支援を実施する。

2.1.5 社会変革推進事業

本事業は、適切な担い手が不在であり早急に取り組む必要のある社会課題に対して、その解決のために先駆的かつ波及効果の期待できる事業の補助事業化を視野に入れつつ、社会のニーズに対応して財団自らが実施するものである。例えば、True Colors Movement 推進事業では、障害、性、言語、国籍、人種などを理由に差別や偏見の対象とされてきた人々による、文化イベントや芸術パフォーマンスを通して国民の意識や行動に変革をもたらし、多様性を前向きに捉える価値観の創出や社会的マイノリティの社会参画の機会促進のための活動に取り組む。さらに、聴覚障害者向け電話リレーサービス・モデルプロジェクトでは、先進国の中でも大幅に対応が遅れているとされるわが国の情報保障において事業モデルを確立させ、事業の集大成として聴覚障害者への支援の制度化に向けた具体的な戦略を関係者とともに策定していく。また、ミャンマーにおいては、わが国が推進する和平構築の取り組みを加速させるため、「信頼醸成促進」、「紛争被

害者支援」、「シビリアンコントロールへの理解促進」を大きなテーマとして実施するものである。

なお、本事業は「社会変革推進業務規程」に基づいて実施する。

2.1.6 海洋連携推進事業

本事業は、世界規模で進行し、多様なセクターが連携して解決すべき海洋に係る諸課題に対し、財団自らが主体となって、課題解決に向けた機運を醸成するため、国内外の様々な関係者との連携・協調を先導する事業である。

特に、単一の組織や分野だけでは対応しきれない海洋ごみに係る諸課題、持続可能な海洋開発のための技術イノベーション、世界の海上保安機関の連携強化などに対し、財団が主体的に取るべき行動を促進させ、海洋分野における様々なセクターとの間において構築された関係性をより強化し、もって国民が海洋国家日本としての姿を再認識するとともに、海への関心や好奇心を想起するなど、海に対する社会的な機運・運動につなげていくことで海洋問題全体の解決に繋げていく。

なお、本事業は「海洋連携推進業務規程」に基づき実施する。

2.1.7 寄付文化醸成事業

本事業は、寄付文化を醸成するとともに、寄付金による社会課題解決のモデルケースを実施する事業である。2020年度も寄付者の意向に沿った事業の企画・提案を行うとともに、寄付文化醸成事業のために必要な事業（一般寄付者向けの周知活動、企業との連携による事業等）を行い、併せて寄付の受け入れを行う。また、効率的な事業実施方法について積極的な検討を進める。

なお、本事業は「寄付文化醸成業務規程」に基づき実施する。

2.1.8 ビル運営事業

本事業は、公益活動を行う団体に低廉な賃貸料で活動スペースを提供する事業である。

当財団を中心に入居団体の協調、情報の共有及び効果的な情報発信を行うことを目的に日本財団ビル、日本財団第二ビルの運営を行う。

2.1.9 貸付事業

本事業は、モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業の振興に必要な資金の融通のため、銀行その他の金融機関に対し、資金の貸付けを行う事業である。

本制度の利用減少傾向が続く中で、造船関係事業者の利用拡大につなげるべく、本制度の改正を行ってきた。その結果、鉄道・運輸機構の共有船建造融資の利用再開や、設備資金における借入相談の増加が見られた。

2020年度においては、設備資金の申込受付回数を増やす等、中小事業者

が一段と利用しやすくするとともに、IMO 条約等による環境規制への対応のための船舶改造・修繕資金に対しても設備資金の利用を目指すことで、引き続き造船関係事業者に対し長期、低利の資金の供給をより幅広く提供していくことにより、事業者の経営基盤の強化に資することとする。

なお、本事業は「貸付業務規程」に基づき実施する。

2.1.10 監査

助成事業（補助及び協力援助）並びに寄付金による支援事業について、それらの事業が目的に従って誠実に実施されているか、事業者に対し、実地又は書面による監査を行う。

2.2 船舶等振興業務以外の業務

2.2.1 ミャンマー少数民族武装勢力支配地域における紛争の影響を受けた人々の生活向上のための事業

本事業は、2013年に当財団が外務省より、ミャンマー少数民族武装勢力の支配・影響を受ける地域における紛争被害者を対象とした生活向上支援事業の担い手として選定されたことから、「ミャンマー少数民族武装勢力支配地域等における紛争の影響を受けた人々の生活向上のための事業」として復興支援事業に取り組むものである。

ミャンマーでは2016年3月末より発足した新政権においても国内和平を継続して推し進めているものの、解決しなければならない課題は依然多い。こうしたなか、当財団は、80万人以上いるといわれる少数民族武装勢力地域に居住する紛争被害者に対し、これまで食糧・生活基本物資の支給等の人道支援を実施し、現在は住居等の建設を通じた復興支援事業を推進することで、紛争被害者へ和平の果実を提供しており、引き続きミャンマー政府が推進している少数民族武装勢力との和平及び民主化を促進する。

2.2.2 海洋開発技術者育成のための関連調査並びに人材育成プログラム構築事業

本事業は、海洋開発関連産業に係る企業からの拠出金等を活用し、海洋資源・エネルギー開発に携わるわが国技術者の確保を目的として実施する事業である。

2020年度は、海洋開発技術者の確保・育成に向けた、産学官公連携による人材育成システムの構築を目的に、各種調査やセミナー等を実施する。

2.3 収益事業

2.3.1 施設貸与事業

本事業は、当財団が寄付により受け入れ所有するベルズ原宿ビルを営利目的で事業を行う法人等に貸与する事業である。その収益を公益活動のために活用することを目的として実施する。